

平成30年度

科学研究費助成事業

科研費

公募要領

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））

平成30年6月20日

独立行政法人日本学術振興会

(<http://www.jsps.go.jp/>)

はじめに

本公募要領は、平成30年度科学研究費助成事業－科研費－「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）」（以下、「国際共同研究強化（A）」とする。）の公募内容や応募に必要な手続等を記載したものであり、

- I 科学研究費助成事業－科研費－の概要等
- II 公募の内容
- III 応募する方へ
- IV 既に採択されている方へ
- V 研究機関の方へ
- VI 関連する留意事項等

により構成されています。

このうち、「II 公募の内容」においては、公募する研究種目に関する対象、応募総額及び研究期間等や応募から交付までのスケジュール等を記載しています。

また、「III 応募する方へ」、「IV 既に採択されている方へ」及び「V 研究機関の方へ」においては、それぞれ対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

なお、平成30年度における主な変更点は次のページのとおりです。

科学研究費助成事業は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的資金制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。

研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。

<平成30年度における主な変更点等>

研究計画調書の様式について見直しを行いました。

研究計画調書の作成に当たっては、公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」を十分に確認してください。

目 次

I	科学研究費助成事業－科研費－の概要等	1
1	科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格	1
2	研究種目	1
3	文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	2
4	科研費に関するルール	2
	(1) 科研費の3つのルール	2
	(2) 科研費の適正な使用	3
	(3) 科研費の使用に当たっての留意点	3
	(4) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い	3
	(5) 関係法令等に違反した場合の取扱い	3
5	「競争的資金の適正な執行に関する指針」等	4
	(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除	4
	(2) 不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応	4
6	科研費により得た研究成果の発信について	7
II	公募の内容	9
1	公募する研究種目	9
2	応募から交付までのスケジュール	10
	(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと	10
	(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）	10
III	応募する方へ	11
1	応募の前に行うべきこと	11
	(1) 応募資格の確認	11
	(2) 研究者情報登録の確認（e-Rad）	12
	(3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの確認	12
2	重複制限の確認	12
	(1) 重複制限の設定に当たっての基本的考え方	12
	(2) 重複応募・受給の制限等	12
	(3) その他の留意点	13
	別表 重複制限一覧表	14
3	「基課題」と他の研究課題について	15
	(1) 「基課題」とできる研究課題について	15
	(2) 「基課題」や他の研究課題の研究遂行について	15
4	応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等	15
	(1) 研究計画調書の作成	15
	(2) 電子申請システムを利用した応募	16
	研究計画調書の作成に当たって留意すべきこと	16
	① 公募の対象とならない研究計画	16
	② 研究組織	17
	③ 経費	18
	④ 審査希望分野の選定	19
	⑤ その他の留意点	19
5	研究倫理教育の受講等について	19

IV	既に採択されている方へ	20
1	平成29年度に採択された研究課題の取扱いについて	20
2	研究成果報告書の未提出者が研究代表者となっている研究課題の取扱いについて	20
3	研究倫理教育の受講等について	20
V	研究機関の方へ	21
1	「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと	21
(1)	「研究機関」としての要件と指定・変更の手続	21
(2)	所属する研究者の応募資格の確認等	21
(3)	研究者情報の登録 (e-Rad)	22
(4)	研究機関に所属している研究者についてのID・パスワードの確認	22
(5)	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出	22
(6)	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出	23
(7)	不正行為ガイドラインに基づく研究倫理教育の実施	24
(8)	研究成果報告書の提出について	24
(9)	公募要領の内容の周知	24
2	応募書類 (研究計画調書) の提出に当たって確認すべきこと	24
(1)	応募資格の確認	24
(2)	研究者情報登録の確認 (e-Rad)	24
(3)	研究代表者への確認	24
(4)	応募書類の確認	25
3	応募書類 (研究計画調書) の提出等	25
	電子申請手続の概要	25
VI	関連する留意事項等	27
1	『学術研究支援基盤形成』により形成されたプラットフォームによる支援の利用について	27
2	研究設備・機器の共用促進について	28
3	「国民との科学・技術対話」の推進について (基本的取組方針)	28
4	バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	28
5	大学連携バイオバックアッププロジェクトについて	29
6	ナショナルバイオリソースプロジェクトについて	29
7	研究者情報のresearchmapへの登録について	30
8	安全保障貿易管理について	30
(参考1)	審査等	31
1	科研費の審査について	31
2	審査の方法等	31
3	審査結果の通知	31
(参考2)	予算額等の推移	32
	問い合わせ先等	33

【参考】

応募書類の様式（研究計画調書）等は別冊になりますので、『別冊「平成30年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））（応募書類の様式・記入要領）」』を御覧ください。

※ 応募書類の様式（研究計画調書）等については、日本学術振興会ホームページ（以下URL参照）よりダウンロードできます。

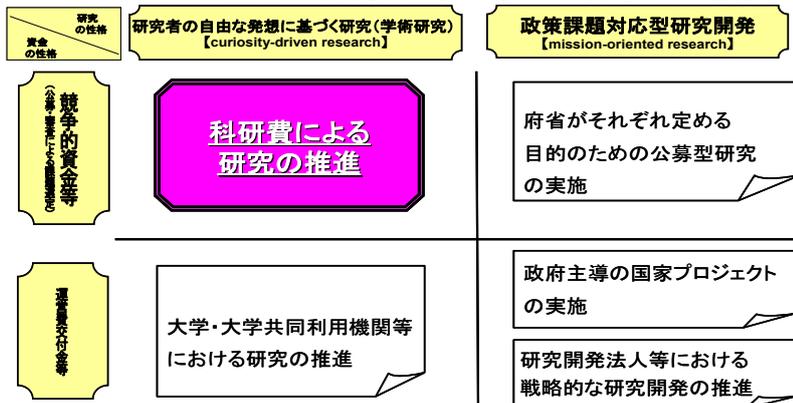
URL : <http://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

I 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

1 科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格

科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）は、人文学、社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピアレビューにより、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

<我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置付け>



2 研究種目

研究内容や規模に応じて研究種目を設定しています。

※平成30年6月現在

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される1人又は比較的少人数の研究者で行う研究 (期間3～5年(真に必要な場合は最長7年) 1課題 2億円以上5億円まで(真に必要な場合は5億円を超える応募も可能))
新学術領域研究(研究領域提案型)	多様な研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成、設備の共用化等の取組を通じて発展させる(期間5年、1領域単年度当たり 1,000万円～3億円程度を原則とする)
基盤研究	(S) 1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 (期間 原則5年、1課題 5,000万円以上 2億円以下) (A) (B) (C) 1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 (A) 3～5年間 2,000万円以上 5,000万円以下 (B) 3～5年間 500万円以上 2,000万円以下 (C) 3～5年間 500万円以下 ※応募総額によりA・B・Cに区分
挑戦的萌芽研究	【平成28年度採択分まで】 1人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究 (期間1～3年、1課題 500万円以下)
挑戦的研究	(開拓) (萌芽) 1人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究 なお、(萌芽)については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究も対象とする (開拓) 3～6年間 500万円以上 2,000万円以下 (萌芽) 2～3年間 500万円以下
若手研究	【平成29年度採択分まで】 (A) (B) 39歳以下の研究者が1人で行う研究 (A) 2～4年間 500万円以上 3,000万円以下 (B) 2～4年間 500万円以下 ※応募総額によりA・Bに区分 【平成30年度公募以降】 博士の学位取得後8年未満の研究者(※)が1人で行う研究 なお、経過措置として39歳以下の博士の学位を未取得の研究者が1人で行う研究も対象 (※)博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む(期間2～4年、1課題 500万円以下)
研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究 (期間2年以内、単年度当たり150万円以下)
奨励研究	教育・研究機関の教職員、企業の職員、それ以外の者で、学術の振興に寄与する研究を行っている者が1人で行う研究 (期間1年、1課題 10万円以上100万円以下)
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究
研究成果公開促進費	
研究成果公開発表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成
国際情報発信強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成

特別研究員奨励費	日本学術振興会特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成（期間3年以内）
国際共同研究加速基金	
国際共同研究強化	（A）科研費に採択された研究者が半年から1年程度海外の大学や研究機関で行う国際共同研究。基課題の研究計画を格段に発展させるとともに、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指す（1,200万円以下）※ （B）複数の日本側研究者と海外の研究機関に所属する研究者との国際共同研究。学術研究の発展とともに、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化、国際的に活躍できる研究者の養成も目指す（期間3～6年間 2,000万円以下）
国際活動支援班	新学術領域研究における国際活動支援への助成（領域の設定期間、単年度当たり1,500万円以下） ※平成30年度公募以降、国際活動支援班を新学術領域研究の総括班に組み込んで公募
帰国発展研究	海外の日本人研究者の帰国後に予定される研究（期間3年以内、5,000万円以下）
特設分野研究基金	最新の学術動向を踏まえ、基盤研究（B）、（C）に特設分野を設定（応募年度により応募可能な研究期間が異なる。） ※平成30年度公募以降、新規分野の設定を停止（平成30年度は、平成28年度、平成29年度に設定した6分野で公募）

※「国際共同研究強化（B）」の創設に伴い、従来の「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」は平成30年度公募より「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）」（以下、「国際共同研究強化（A）」とする。）とします。

3 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

科研費は、平成10年度までは、文部省（現文部科学省）においてすべての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11年度から日本学術振興会への移管を進めています。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われています。

※平成30年6月現在

研究種目等	公募・審査業務 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先)	交付業務 (交付内定・決定通知を行う主体、 交付申請書・各種書類等の提出先)
新学術領域研究、特別研究促進費、 国際共同研究加速基金（国際活動支援班）	文部科学省	日本学術振興会
特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、 挑戦的研究、若手研究、 研究活動スタート支援、 奨励研究、研究成果公開促進費、 特別研究員奨励費、 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化 、帰国発展研究） 特設分野研究基金	日本学術振興会	日本学術振興会

4 科研費に関するルール

国際共同研究強化（A）は、学術研究助成基金助成金が交付され、「学術研究助成基金の運用基本方針（文部科学大臣決定）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号）」等の適用を受けるものです。

(1) 科研費の3つのルール

科研費には次の3つのルールがあります。

- ① 応募ルール：応募・申請に関するルール
- ② 評価ルール：事前評価（審査）・中間評価・事後評価・研究進捗評価・追跡評価に関するルール
- ③ 使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

なお、科研費の3つのルールは、次のように適用されます。

【科学研究費】

※平成30年6月現在

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
科研費（基金分） 国際共同研究加速 基金（国際共同研 究強化（A））	日本学術振興会 公 募 要 領	日本学術振興会 科学研究費助成事業 「国際共同研究加速基金 （国際共同研究強化（A・ B））」 審査要項	日本学術振興会 【研究者向け】交付条件 【研究機関向け】科学研究費助成事業 －科研費－国際共同研究加速基金（国 際共同研究強化）の使用について各研 究機関が行うべき事務等

(2) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれていますので、科研費で購入した物品の共用を図るなど、科研費の効果的・効率的使用に努めてください。

また、科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件又は交付条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。さらに、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、研究者が所属する研究機関が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出に当たっては、購入物品の発注、納品検収、管理を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

(3) 科研費の使用に当たっての留意点

科研費（基金分）は、採択後の研究期間全体を単一の補助事業として取り扱いますので、研究期間内であれば助成金の受領年度と異なる年度の経費の支払いに対しても助成金を使用することができます。

なお、最終年度を除き、研究期間内の毎年度末に未使用額が発生した場合は、事前の手続を経ることなく、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。さらに、最終年度には、事前に研究期間の延長の承認を得ることにより、1年間補助事業期間を延長することができます。

※ 国際共同研究強化（A）においては、交付申請をした日から3年を経過する日の属する年度の末日まで、補助事業期間を延長することができます。

(4) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い

- ① 研究成果報告書は、科研費による研究の成果を広く国民に知ってもらう上で重要な役割を果たすとともに、国民の税金等を原資とする科研費の研究の成果を広く社会に還元するために重要なものです。

このため、研究期間終了後に研究成果報告書を提出することとしており、その内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等において広く公開しています。なお、研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。

- ② 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている研究者が、研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなりますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

(5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、研究計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

5 「競争的資金の適正な執行に関する指針」等

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ 平成29年6月22日改正）は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。科研費を含む競争的資金の執行に当たっては、この指針等に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（4頁注参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。

そのため、複数の競争的資金に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことがわかるように記入するなど、研究計画調書の作成に当たっては十分留意してください。

不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、科研費を交付しないことがあります。

- ② 研究計画調書の作成に当たり、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、エフォート等）について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。

(注) 不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」-抜粋-

(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ (平成29年6月22日改正))

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
 - 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
 - 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
 - その他これらに準ずる場合
- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
 - 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%)）に比べ、過大な研究費が配分されている場合
 - 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
 - その他これらに準ずる場合

(2) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

- 「不正使用」、「不正受給」、「不正行為」は、それぞれ以下のような行為を指します。
- ・「不正使用」・・・架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと
 - ・「不正受給」・・・別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行うなど、偽りその他不正な手段により競争的資金を受給すること
 - ・「不正行為」・・・発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまをべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

- ① 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間科研費を交付しないほか、不正使用、不正受給又は不正行為が認められた研究課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

なお、これらに該当する研究者については、当該不正使用、不正受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則公表します。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）等で不正使用、不正受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととします。

※ 「科研費以外の競争的資金」について、平成29年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成28年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照してください。

URL : http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin29_seido_ichiran.pdf

○交付しない期間の扱いについて

【不正使用、不正受給】

措置の対象者	不正使用の程度	交付しない期間	
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年	
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—	5年	
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	—	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

- 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
- 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）を交付しない期間の扱いについて」）

【不正行為】

不正行為への関与に係る分類	学術的・社会的影響度 行為の悪質度	交付しない期間
ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者（上記「ア」を除く）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	5～7年
	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	3～5年
	当該論文等の責任著者以外の者	2～3年

ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者 (上記「ア」を除く)		2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度高いと判断されるもの	2～3年
	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1～2年

※ 論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

(出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて」)

- ② 他府省を含む他の競争的資金担当及び文部科学省所管の公募型研究資金担当(独立行政法人等である配分機関を含む。)に当該不正事案の概要を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金への応募及び参画についても制限される場合があります。

※ 「応募及び参画」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題(継続課題)へ研究代表者又は共同研究者等として参画することを指します。

- ③ 科研費による研究論文・報告書等において、不正行為があったと認定された場合、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、上記①、②と同様に取り扱います。

また、不正行為に関与したと認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により一定の責任があるとされた者についても同様です。

- ④ 各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月改正 文部科学大臣決定)及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)を遵守することが求められますので、研究活動の実施等に当たっては留意してください。

○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」
URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(注) 最近の不正使用、不正受給又は不正行為の事例

- 不正使用
- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
 - ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
 - ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
 - ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打ち合わせをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。
- 注) 事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、すべて不正使用に当たります。
- 不正受給
- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。
- 研究活動における不正行為
- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
 - ・科研費の研究成果として発表された図書や研究成果報告書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

6 科研費により得た研究成果の発信について

科研費における研究成果については、研究成果の概要や研究成果報告書を国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に掲載することにより、研究者や一般の方々にも知っていただくため、広く公開しています。

このことに加えて科研費においては、研究者による研究成果発表や研究成果広報活動などのアウトリーチ活動のために、研究成果発表のためのホームページ作成費用や研究成果広報用のパンフレット作成費用等にも直接経費を支弁することができることとしていますので、科研費により助成を受けた研究成果については、積極的に社会・国民への情報発信に努めてください。

また、日本学術振興会においては、最新の研究成果を、小・中学生や高校生に体験・実験・講演を通じて分かりやすく紹介する「ひらめき☆ときめきサイエンス」プログラムを実施していますので、活用してください。

このほか、次のような取組についても、あらかじめ御留意ください。

(1) 科研費における研究成果発表に係る謝辞の記載等について

科研費により得た研究成果を発表する場合には、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください。また、論文の **Acknowledgement**（謝辞）に、科研費の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。特に、英文の場合は「**JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号**」、和文の場合は「**JSPS 科研費 JP 8 桁の課題番号**」を必ず含めてください。

〈記載例〉

【英文】 This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP18K45678.

【和文】 本研究は JSPS 科研費 JP18K45678 の助成を受けたものです。

(2) 科研費の助成を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、日本学術振興会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

○日本学術振興会（実施方針）

URL:http://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf

【参考1：「オープンアクセス化」とは】

査読付きの学術雑誌等に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

【参考2：オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバーゴ）（※1）後（例えば6ヶ月後）、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ（※2）又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※3）し、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者が掲載料（APC: Article Processing Charge）を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※1 「エンバーゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属研究機関）が、Web（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

II 公募の内容

1 公募する研究種目

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）） [学術研究助成基金助成金]

- ア) 趣 旨 本事業は、科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究計画を格段に発展させ、優れた研究成果をあげることが目的とするものです。その結果、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指しています。
- イ) 対 象 下記の応募資格を満たす対象者が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画を対象とし、留学等単なる海外派遣を推進するものではありません。
- ウ) 応募資格 平成30年4月1日現在で「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究計画を実施中の研究代表者（平成30年4月1日現在で36歳以上45歳以下の者（昭和47年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者）。ただし、博士の学位を取得後5年以上経過した者（平成25年4月1日までに学位を取得した者）は36歳未満でも可。）
- エ) 応募総額 1,200万円以下（1,200万円の範囲内で「渡航費・滞在費」「研究費」「代替要員確保のための経費」の各経費を計上することができます。）
※採択研究課題の応募額を最大限尊重した配分を行う予定です。
- オ) 渡航期間 6ヶ月以上とし、6ヶ月から1年を原則としますが、採択研究課題の研究期間の範囲内において1年を超えて渡航する計画も可能です。また、渡航先での研究活動に支障を及ぼさない一時帰国は可能です。
- カ) 研究期間 渡航先や所属機関との調整・準備を終了し、平成32年3月31日までに交付申請を行い、交付申請を行った年度の翌年度中までに渡航を開始する必要があります。
なお、交付申請後から経費を執行することができます（交付内定以降、直ちに経費を執行することはできません）。また、現在実施している研究計画の終了年度にかかわらず、交付申請した年度から起算して3年目の年度末まで経費を執行することができます。

<留意事項>

- ① 平成32年3月31日までに渡航計画の決定及び交付申請を行うことができない場合（産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴い交付申請を留保する場合を除く）には、交付申請を辞退する必要があります。
- ② 渡航先の外国機関の変更は、研究課題遂行の「目的」の変更に当たる可能性があり、特別な理由なく応募後に渡航先を変更することはできません。
- ③ 応募の時点において、「海外特別研究員事業」に採用（採用内定を含む。）されている者や「国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業」において主担当研究者、担当研究者、若手研究者（派遣予定者）として参画している者等、国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業において、研究費の交付を伴い、長期間にわたる海外渡航や海外での研究遂行が予定されている者は応募できません。こうした他の補助事業や委託事業等を実施又は実施を予定している場合には、応募に当たって本事業との関係に御留意ください。
- ④ 採択された場合には、帰国後に日本学術振興会が行うフォローアップ調査へ御協力いただきます。
- ⑤ 渡航期間中であつたとしても、応募資格を喪失した場合は研究廃止の手続きをとってください。

2 応募から交付までのスケジュール

(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと

研究代表者は所属研究機関と十分連携し、適切に対応してください。

日 時	研究代表者が行う手続 (詳細は、「Ⅲ 応募する方へ」を参照)	研究機関が行う手続 (詳細は、「Ⅴ 研究機関の方へ」を参照)
平成30年 6月20日公募開始	<p>①応募書類を作成 (研究機関から付与された e-Rad の ID・パスワードにより、科研費電子申請システム(以下、「電子申請システム」という。)にアクセスし作成)</p> <p>②所属する研究機関に応募書類を提出(送信) (当該研究機関が設定する提出(送信)期限までに提出(送信))</p>	<p>【必要に応じて行う手続】</p> <p>①e-Rad 運用担当から e-Rad の研究機関用の ID・パスワードを取得(既に取得済の場合を除く) ※ ID・パスワードの発行に2週間程度必要。</p> <p>②研究代表者の e-Rad の登録情報の変更</p> <p>③・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出</p> <p>・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出</p>
<p>提出期限：8月22日 (水)午後4時30分 (厳守)</p>	<p>④応募書類の提出(送信)</p>	

注1) 研究代表者が所属する研究機関に応募書類を提出(送信) (「研究代表者が行う手続」②)した後、当該研究機関は応募書類提出期限までに、日本学術振興会に応募書類を提出(送信) (「研究機関が行う手続」④)しなければなりません。

については、研究代表者は「応募書類の作成・応募方法等」(15頁～19頁)等を確認するとともに、研究機関が指定する応募手続等(研究機関内における応募書類の提出期限等)について、研究機関の事務担当者に確認してください。

注2) 研究者が科研費に応募するに当たっては、事前に、e-Rad に研究者情報が登録されていなければなりません。e-Rad への登録は研究機関が行うこととしていますので、応募を予定している者は、その登録状況について研究機関の事務担当者に十分確認してください。

注3) 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出しなければなりません(「研究機関が行う手続」③)。平成29年4月以降に提出している場合は改めて提出する必要はありませんが、平成29年4月以降に提出がない場合には、電子申請システム上で、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません。

(2) 応募書類提出後のスケジュール(予定)

交付内定を受けた後、渡航計画が決定した場合には、平成32年3月31日までを期限として随時交付申請を行うことができます。

国際共同研究強化(A)	
平成30年10月～	
平成31年1月	審査
平成31年1月	交付内定※1
平成32年3月31日まで	交付申請(随時)
交付申請後	交付決定(随時)
交付決定後	送金※2

※1 応募状況によっては、交付内定の時期が遅くなる可能性があります。

※2 総額が300万円以上であっても、一括して送金します。

Ⅲ 応募する方へ

1 応募の前に行うべきこと

応募の前に行うべきことは、

- (1) 応募資格の確認
- (2) 研究者情報登録の確認 (e-Rad)
- (3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得

の3点です。

(1) 応募資格の確認

国際共同研究強化 (A) は、すでに採択されている科研費の「基盤研究 (海外学術調査を除く)」又は「若手研究」の研究計画 (以下、「基課題」という。) を格段に発展させるものです。そのため、今回の国際共同研究強化 (A) への応募は、科研費の応募資格である下記の①及び②を満たし、平成30年4月1日現在で「基盤研究 (海外学術調査を除く)」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究を実施中の研究者 (平成30年4月1日現在で36歳以上45歳以下の者 (昭和47年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者)。ただし、博士の学位を取得後5年以上経過した者 (平成25年4月1日までに学位を取得した者) は36歳未満でも可。)であることが必要です。

なお、複数の研究機関において応募資格を有する場合には、いずれかの研究機関から応募してください。基課題を管理している研究機関と異なる研究機関からの応募も可能です。

- ① 応募時点において、所属する研究機関(注)から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者 (有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。) であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること (研究の補助のみに従事している場合は除く。)
- ウ 大学院生等の学生でないこと (ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者 (例：大学教員や企業等の研究者など) で、学生の身分も有する場合は除く。)

(注) 研究機関は、科学研究費補助金取扱規程 (文部省告示) 第2条に規定される研究機関

(参考) 研究機関が満たさなければならない要件 (21頁参照)

<要件>

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、平成30年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

また、国際共同研究強化 (A) への応募資格を満たす場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。

- ・ 所属する研究機関の判断で、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないとした場合には、研究機関として応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず科研費の交付申請を辞退する場合があります。
- ・ 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上採択されても、科研費を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

国際共同研究強化（A）では、6ヶ月以上の渡航が必要となることから、研究代表者が本来研究機関の職務として行うべき業務を代替する者を確保するための経費（代替要員確保のための経費）を計上することが可能です。渡航中の職務の代替方法等について、応募時点で調整が完了している必要はありませんが、円滑な渡航が可能となるよう、予め所属する研究機関と調整してください。

複数の研究機関に所属する場合など、国際共同研究強化（A）に応募する研究機関以外（以下、「その他研究機関等」という。）でも職務を有しており、海外渡航によって当該職務の遂行が難しくなる場合には、その他研究機関等とも海外渡航の開始までに十分に調整を行ってください。

なお、その他研究機関等において代替要員確保のための経費が必要となる場合には、応募する研究機関（経費の管理を行う機関）に費用を請求し、経費を支出することは可能です。

(2) 研究者情報登録の確認（e-Rad）

今回国際共同研究強化（A）に応募しようとする研究代表者は、応募書類の提出期限時に応募資格を有する者であって、かつ e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていなければなりません。

そのため、まず、e-Rad への登録内容の確認を行う必要があります。

e-Rad への登録は、所属する研究機関が e-Rad により手続を行うため、研究代表者は、所属する研究機関が行う登録手続（研究機関内での登録期限や現在の登録状況の確認方法等）について、所属する研究機関に確認してください（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）。

(3) 電子申請システムを利用するための ID・パスワードの確認

所属する研究機関が e-Rad への研究者情報登録を完了すると、e-Rad の ID・パスワードが発行されます。応募に当たっては、e-Rad の ID・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、応募書類を作成してください。

なお、一度付与された ID・パスワードについては、研究機関を異動しても使用可能です。また、ログイン ID・パスワードは、決して他者に漏えいすることが無いよう厳格な管理を行ってください。

2 重複制限の確認

科研費に応募しようとする研究者は、応募書類を作成する前に、応募しようとする研究種目への応募が可能かどうか、「重複制限」のルールを十分確認する必要があります。

(1) 重複制限の設定に当たっての基本的考え方

科研費においては、研究の規模、内容等を踏まえた「研究種目」や「審査区分」を設けており、様々な研究形態に応じた研究計画の応募を可能としています。

一方、限られた財源で多くの優れた研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあること等を考慮し、次のような基本的な考え方に基づく「重複制限ルール」を設定しています。

- 限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援できるよう考慮する。
- 各研究種目の審査体制を踏まえ、応募件数が著しく増えないよう考慮する。
- 制限の設定に当たっては、主として、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究代表者を対象とするが、研究種目の額が大きい場合など一部のケースでは研究分担者も対象とする。
- 以上を踏まえ、科研費の「研究種目」の目的・性格等を勘案し、個々に応募制限又は受給制限を使い分けて重複制限を設定する。

今回公募する研究種目においても重複制限が設けられていますので、応募に当たっては、以下の記述と 14 頁に示す「重複制限一覧表」を十分確認してください。

なお、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（4 頁参照）に示される「不合理な重複」の考え方に該当する場合には、審査の段階で「不合理な重複」と判断される可能性がありますので、研究計画調書を作成する際には、十分に注意してください。

(2) 重複応募・受給の制限等

応募に当たっては、「重複制限一覧表」（14頁）の他、以下の点に留意してください。

- ① 一人の研究者が研究代表者として国際共同研究強化（A）に応募できるのは、1研究課題です。「基課題」となりうる課題を複数持つ場合でも同様です。
- ② 国際共同研究強化（A）の研究課題と国際共同研究強化（B）以外の研究種目との間には、重複制限は課されません（基課題と他の研究種目との間には、重複制限が課されます。）。
- ③ 国際共同研究強化（A）に採択された場合には、既に採択されている「基課題」と重複して研究を実施することができます。
- ④ 一人の研究者が国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）及び国際共同研究強化（A）を受給できるのは1回です（ここでいう「受給」とは交付決定を受けることをいいます。）。平成29年度に国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）に採択された場合は、渡航先や所属機関との調整が済んでおらず、交付申請を行っていない場合であっても、平成30年度に国際共同研究強化（A）に応募することは認められません。

(3) その他の留意点

- ① 重複制限ルール上重複応募等が可能な場合であっても、「多数の研究計画に参画することにより、研究代表者又は研究分担者としての責任が果たせなくならないよう」十分留意してください。あわせて、4頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容にも十分留意してください。
- ② 電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください。
- ③ 科研費と他の競争的資金制度との間には重複制限は設けていませんが、4頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容に十分留意してください。また、9頁に記載のとおり、「海外特別研究員事業」や「国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業」等の国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業において、研究費の交付を伴い、長期間にわたる海外渡航や海外での研究遂行が予定されていないかどうか、併せて留意してください。

別表 重複制限一覧表

国際共同研究加速基金と国際共同研究強化(A)の重複制限

甲欄		乙欄		国際共同研究強化A
				新規
				代表者
国際共同研究強化	継続	代表者	▲	
国際共同研究強化A	新規	代表者	×	
国際共同研究強化B	新規	代表者	×	
		分担者		

※平成30年度国際共同研究強化（B）に研究代表者として応募している場合、国際共同研究強化（A）には応募できません。

※国際共同研究強化（A）に応募した場合、重複して今後公募予定の国際共同研究強化（B）に研究代表者として応募することはできません。

空欄：双方の研究課題とも応募できる

×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）

▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）

3 「基課題」と他の研究課題について

(1) 「基課題」とできる研究課題について

「基課題」とできるのは、平成30年4月1日現在で採択されており、応募時点において研究を実施中の「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」の研究課題です。

なお、産前産後の休暇又は育児休業により補助事業期間延長承認を受けて平成30年度も研究を継続中の研究課題や、産前産後の休暇又は育児休業により中断中で（補助金種目の継続課題で、平成30年度は産前産後の休暇又は育児休業により交付申請を留保している場合を含む）研究を再開する予定のある研究課題も含まれます。

※「基課題」とできない研究課題

- ・平成29年度が研究期間の最終年度の研究課題で、繰越承認（補助金種目又は一部基金種目の場合）又は補助事業期間延長承認（一部基金種目又は基金種目の場合。産前産後の休暇又は育児休業による場合を除く）を受けて平成30年度も研究を継続中の研究課題
- ・研究計画最終年度前年度応募により特別推進研究又は基盤研究（S）に採択された最終年度の研究課題
- ・重複受給制限等の理由により交付申請を辞退又は廃止した（廃止予定の）研究課題
- ・平成30年度以前に採択された研究課題のうち、交付申請を留保している研究課題
- ・平成30年度に新規採択された基盤研究（S）、基盤研究（B・C）（応募区分「特設分野研究」）の研究課題

(2) 「基課題」や他の研究課題の研究遂行について

「基課題」や科研費の他の研究課題について、研究代表者が渡航する場合であっても、研究代表者の責任の下、研究分担者等が研究を実施し、研究の遂行が可能な場合には、引き続き研究を継続することができます。

4 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等

応募に必要な書類は研究計画調書です。研究計画調書は、「Web入力項目」と「添付ファイル項目」の2つで構成されます。

研究代表者は、「Web入力項目」を入力するとともに、別途作成する「添付ファイル項目」を電子申請システムにアップロードして研究計画調書（PDFファイル）を作成し、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に提出（送信）してください。

研究計画調書の作成・応募方法の詳細は以下のとおりですので確認してください。

(1) 研究計画調書の作成

応募に当たっては、e-RadのID・パスワードにより電子申請システムにアクセスして、研究計画調書を作成する必要があります。

研究計画調書について

研究計画調書は次の2つから構成されます。

Web入力項目 : 研究代表者が電子申請システムにより、Web上で入力する部分

添付ファイル項目 : 研究目的、研究方法など、研究計画の内容に係る部分の様式を日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（URL:<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）から取得し、電子申請システムにアップロードして研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。（紙媒体による応募は受理しません。）

研究種目等	研究計画調書		
	Web入力項目 (前半)	添付ファイル項目 の様式	Web入力項目 (後半)
国際共同研究強化 (A)	電子申請システム に入力 (研究課題名、応募額等 応募研究課題に係る基本 データ、研究組織に係る データ等)	S-61	電子申請システム に入力 (研究経費と各経費の 説明、研究費の応募・ 受入等の状況等)

※「添付ファイル項目」の様式は e-Rad の ID・パスワードの取得前でも日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ (URL: <http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>) から取得することができます。

(2) 電子申請システムを利用した応募

- ① 「平成30年度研究計画調書(国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A)))作成・記入要領」及び「平成30年度研究計画調書(国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A)))」(Web入力項目)作成・入力要領」に基づき、「Web入力項目」を入力するとともに、別途作成した「添付ファイル項目」を電子申請システムにアップロードして、研究計画調書(PDFファイル)を作成してください。
- ② 研究計画調書はモノクロ(グレースケール)印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては注意してください。
- ③ 研究計画調書は、研究代表者の所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。そのため、研究代表者は、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出(送信)してください(直接、日本学術振興会へ提出(送信)することはできません。)。
なお、提出(送信)に当たっては、作成した研究計画調書(PDFファイル)の内容を十分確認の上、確認完了・提出処理を行ってください(所属する研究機関に研究計画調書(PDFファイル)を提出したことになります。)。また、研究機関により承認処理が行われた研究計画調書(PDFファイル)については修正等を行うことはできません。
- ④ 研究計画調書に含まれる個人情報は、競争的資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費助成事業の業務のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)するほか、e-Radに提供する予定です。(e-Rad経由で内閣府に情報提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種作業や情報の確認等について御協力を求めることがあります。)
なお、採択された研究課題に関する情報(研究課題名・研究代表者氏名・交付予定額等)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)等により公開します。
また、採択された研究課題の研究代表者の所属・氏名等の情報は、日本学術振興会審査委員候補者データベースに必要に応じて登録し、このデータベースの更新依頼は、毎年、研究代表者が所属する研究機関を通じて行います。(4月予定)

研究計画調書の作成に当たって留意すべきこと

作成に当たっては、次のような点について、内容に問題がないか確認してください。

① 公募の対象とならない研究計画でないこと。

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ア 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- イ 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画

- ウ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- エ 業として行う受託研究
- オ 研究経費の額が10万円未満の研究計画

② 研究組織について次の要件を満たしていること。

研究代表者は（17頁1）参照）、研究計画の性格上、必要があれば研究協力者（18頁2）参照）とともに研究組織を構成することができます。

なお、研究代表者は、応募時点において、次の要件を満たしていることが所属する研究機関（下記枠内（注）参照）において確認されており、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていることが必要ですが、研究協力者は、必ずしもe-Radに登録されている必要はありません。

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合は除く。）

（注）研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

（参考）研究機関が満たさなければならない要件（21頁参照）

<要件>

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

科研費被雇用者は、通常、雇用契約等において雇用元の業務に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として国際共同研究強化（A）に応募することは認められません。

研究代表者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）に規定された補助事業者に当たり、不正使用等を行った場合は、一定期間、科研費を交付しないこととされます。

また、研究者が、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。

- ・ 所属する研究機関の判断で、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないとした場合には、研究機関として、応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず科研費の交付申請を辞退させる場合があります。
- ・ 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上採択されても、科研費を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

1) 研究代表者（応募者）

ア 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関してすべての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。（注）

（注）研究代表者は、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募に当たっては、研究期間中に退職等により応募資格を喪失し、責任を果たせなくなることが見込まれる者は研究代表者となることを避けるよう求めており、研究代表者を交替することは認めていません。

イ 研究代表者は、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているほか、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、平成30年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないことが必要です。

2) 研究協力者

ア 研究協力者は、研究代表者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者のことをいいます。

イ 研究協力者は、必ずしも e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている必要はありません。

例えば、以下のような者も研究協力者として参画することができます。

ポストドクター、大学院生、リサーチアシスタント（RA）、日本学術振興会特別研究員（DC及び受入研究機関として本会に届け出ている研究機関において応募要件を満たさないSPD・PD・RPD）、海外の研究機関に所属する研究者（海外の共同研究者）、科学研究費補助金取扱規程第2条に基づく指定を受けていない企業の研究者、その他技術者や知財専門家等の研究支援を行う者等

③ 経費について次の要件を満たしていること。

1) 対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）を対象としますが、国際共同研究強化（A）では、「設備備品費」、「消耗品費」、「旅費」、「人件費・謝金」、「その他」のそれぞれについて、「渡航費・滞在費（注1）」、「研究費」、「代替要員確保のための経費（注1、2）」に分類・計上してください。なお、採択に当たっては、応募額を最大限尊重した配分を行う予定です。

※ 「研究費」、「代替要員確保のための経費」が600万円を超える場合、及び、国内で使用する設備を購入する場合には、その必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

【対象となる経費（直接経費）】

	物品費 (設備備品費・ 消耗品費)	旅費	人件費・謝金	その他
渡航費・滞在費		○		○
研究費	○	○	○	○
代替要員確保の ための経費	○	○	○	○

※ 応募時に代替要員確保のための経費について記載をすることになっていますが、この時点で確実な計画になっている必要はありません。

(注1) 渡航費・滞在費及び代替要員確保のための経費についても、研究費と同様に研究代表者の所属研究機関の規定に基づき支出することとなるため、渡航費・滞在費及び代替要員確保のための経費を計上する際には必要に応じて所属研究機関の事務担当者と調整してください。

(注2) 代替要員確保のための経費とは、主に「研究代表者が本来研究機関の職務として行うべき業務を代替する者を確保するための経費」を指します。（人件費・謝金が主たる経費となります。）また、研究代表者が円滑に渡航するため、諸事情により代替することができない業務がある場合には、その代わりに必要となる「当該業務を研究代表者が渡航先において行うための経費」について、「代替要員確保のための経費」の物品費（設備備品費・消耗品費）として計上することもできます。例えば、以下のような経費が支出可能です。

- ・研究代表者が担当する講義等の非常勤講師等に係る給与
- ・研究代表者が担当する講義等の非常勤講師を招へいするための謝金・旅費
- ・研究代表者不在時の教育研究や学内委員会等の業務を他の教員が負担する場合、当該教員に生じる業務負担を支援するTAやRA、非常勤事務職員等の経費

- ・研究代表者が渡航先から学生指導等を行うための設備等の経費 等
- また、例えば、以下のような経費は支出できません。
- ・代替要員が研究代表者の代替で行う講義の準備等で使用するパソコン、机、イス等の経費
 - ・代替要員が研究代表者の代替で行う講義で使用する教材、消耗品等の経費
 - ・代替要員が入試業務や広報活動等、他の用務で出張する際の旅費
 - ・代替要員が研究協力者として基課題に参画する場合の当該代替要員（研究協力者）に支払う謝金 等

※ 国又は独立行政法人等が行う補助事業や委託事業等を研究代表者が実施又は実施を予定している場合であっても、それら事業の代替要員確保のための経費は支出できませんので、御注意ください。

2) 基課題との区別

国際共同研究強化（A）の研究課題と基課題等、他の科研費による研究課題は別の補助事業となり、経費を合算して使用することもできませんので、それぞれの経費を区分して、国際共同研究強化（A）の研究計画の遂行に必要な経費のみを計上してください。

国際共同研究強化（A）の直接経費から、基課題等、他の科研費による研究課題に係る経費は支出できませんので、特に国内で使用する経費については注意してください。

3) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

- ア 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）
- イ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ウ 研究代表者の人件費・謝金
- エ その他、間接経費（注）を使用することが適切な経費

（注）研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30％に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。今回、公募を行う研究種目には間接経費が措置される予定ですが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

④ 応募に際して、次のとおり審査希望分野を選択すること。

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、次の10分野のうち、審査を希望する分野を1つ必ず選択してください。

	総合系	人文社会系	理工系	生物系
審査希望分野	①情報学 ②環境学	③人文学 ④社会科学	⑤数物系科学 ⑥化学 ⑦工学	⑧生物学 ⑨農学 ⑩医歯薬学

注）基課題において、上記10分野以外の細目又は審査区分を選択している場合にも、国際共同研究強化（A）において審査を希望する分野を10分野の中から1つ選択してください。

⑤ 国際共同研究の意義や必要性等について、専門分野のみならず多角的な視点から審査が行われることに留意して研究計画調書を作成すること。

5 研究倫理教育の受講等について

科研費の配分により行われる研究活動に参画する研究代表者は、平成30年度科学研究費助成事業の新規研究課題の交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理eラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、APRIN Japan eラーニングプログラム（CITI Japan）等）の通読・履修をすること、または、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライ

ン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすることが必要です。

※研究代表者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、交付申請時に科研費電子申請システムで確認をします。

IV 既に採択されている方へ

1. 平成29年度以前に採択された研究課題の取扱いについて

一人の研究者が国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)及び国際共同研究強化(A)を受給できるのは1回限りのため、平成29年度以前に国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)に採択され、交付申請を行って交付決定を受けている研究代表者は、今後国際共同研究強化(A)に応募できません。なお、平成29年度に国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)に採択されて交付申請を行っていない研究課題であっても、応募書類の提出は必要ありません。

2. 研究成果報告書の未提出者が研究代表者となっている研究課題の取扱いについて

新規研究課題と同様、研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

3. 研究倫理教育の受講等について

平成29年度以前に「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)」に採択された研究代表者は、基課題の実施にあたり研究倫理教育の受講等を行うこととしていますので、「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)」の研究課題の実施のために改めて研究倫理教育の受講等を行う必要はありません。

V 研究機関の方へ

1 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと

(1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続

研究者が、科研費に応募するためには、「研究機関」に所属していることが必要です。ここでいう「研究機関」として、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条では、

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関（注）

という4類型が定められています。

（注）1)から3)に該当しない機関が、研究機関となるためには、まず、文部科学大臣の指定を受ける必要がありますので、事前に文部科学省研究振興局学術研究助成課に御相談ください。

また、文部科学大臣の指定を受け、既に研究機関として認められている機関が、次の事項のいずれかについて変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省研究振興局学術研究助成課に届け出てください。

- ① 研究機関の廃止又は解散
- ② 研究機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ③ 研究機関の設置の目的、業務の内容、内部組織を定めた法令、条例、寄附行為その他の規約に関する事項

また、所属する研究者が科研費による研究活動を行うためには、研究機関は、以下の要件を満たさなければなりませんので御留意ください。

<要件>

- ① 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ② 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

(2) 所属する研究者の応募資格の確認

今回の国際共同研究強化（A）に応募しようとする研究者は、科研費の応募資格である下記①及び②を満たし、平成30年4月1日現在で「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究を実施中の研究者（平成30年4月1日現在で36歳以上45歳以下の者（昭和47年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者）。ただし、博士の学位を取得後5年以上経過した者（平成25年4月1日までに学位を取得した者）は36歳未満でも可。）であることとしていますので、研究機関において十分に確認をしていただく必要があります。

科研費に応募しようとする研究者が満たさなければならない応募資格（11頁参照）

- ① 応募時点において所属する研究機関から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
 - イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
 - ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）
- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、平成30年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

また、交付申請時に、以下の点について研究機関において実施していただく予定ですので、応募にあたって留意してください。

- ・当該研究者の海外研究機関への一定期間の渡航を可能とする代替措置等の環境を整備すること
- ・当該研究者の海外での科研費の使用についての管理を行うこと

- ・当該研究者が、「海外特別研究員事業」や「国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業」等の国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業において、研究費の交付を伴い、長期間にわたる海外渡航や海外での研究遂行が予定されていない者であることを確認すること

(3) 研究者情報の登録 (e-Rad)

応募に当たって必要な研究者情報の登録(更新)は、所属研究機関の担当者が e-Rad を利用し、手続を行うこととしています。(既に登録されている者であっても登録内容(「所属」、「職」等)に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。)

具体的な登録方法については、e-Rad の「所属研究機関用マニュアル(研究機関事務代表者用、研究機関事務分担者用)」を確認してください。

なお、e-Rad による研究者情報の登録については、登録期間(期限)を設けていませんので、随時可能となっています。

ただし、応募書類提出期限より後に研究計画調書の提出(送信)があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出(送信)できるよう、早めに研究者情報の登録(更新)を完了するようにしてください。

本手続については、応募に当たって研究機関内での取りまとめに支障を来さないよう、研究機関が行う重要手続の一つとして位置付け、諸手続(研究機関内での周知等も含む。)を行うようにしてください。

(4) 研究機関に所属している研究者についての ID・パスワードの確認

研究者が科研費に応募するには、e-Rad の ID・パスワードにより電子申請システムにアクセスして手続を行う必要があるため、研究者は e-Rad の ID・パスワードを保有していなければなりません。

このため、研究機関は、応募を予定している研究者について、その有無を確認する必要があります。

※1 ログイン ID、パスワードの付与の際には、決して他者に漏えいすることが無いよう厳格な管理をするよう研究者に周知してください。

※2 一度付与した研究者の ID・パスワードは研究機関を異動しても使用可能です。

※3 e-Rad の操作マニュアルは、必ず最新版を取得して利用してください。

(5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

科研費に応募する研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)(以下、「公的研究費ガイドライン」という。)の内容について遵守する必要があり、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況等を報告しなければなりません。今回国際共同研究強化(A)に応募する研究代表者が所属する研究機関については、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を平成29年4月以降に提出している場合は、改めて提出する必要はありません。平成29年4月以降に提出がない場合には、電子申請システム上で、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められませんので注意してください。(「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」(23頁参照)の両者が提出されても、所属する研究者が科研費への応募ができるようになるまで1週間程度の時間を要しますので、提出が必要な場合は、応募書類の提出期限に間に合うよう、余裕をもって提出してください。)

また、平成29年度中に「体制整備等自己評価チェックリスト」を未提出の機関で、平成30年4月1日以降に「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出する場合には、平成30年度の様式で提出してください。

e-Rad を使用したチェックリストの提出方法や様式等については、文部科学省ホームページ「「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」様式ファイルについて」(http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)で確認してください。

(注) e-Rad の使用に当たっては、研究機関用の ID・パスワードが必要になります。

<問い合わせ先>

(公的研究費ガイドラインの様式・提出等について)

文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

(e-Rad への研究機関登録について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話 : 0570-066-877 (ナビダイヤル)

受付時間 : 9 : 00 ~ 18 : 00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 (12月29日 ~ 1月3日) を除く

URL : <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

(e-Rad の利用可能時間帯)

(月 ~ 日) 0:00 ~ 24:00 (24時間 365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

(6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出

科研費に応募する研究機関については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定) (以下、「不正行為ガイドライン」という。) を参考に、関連する規程等を定める必要があります。

また、科研費の応募に当たっては、平成29年度公募より、「不正行為ガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」(以下、「取組状況チェックリスト」という。) を提出することが必要となりました。

今回国際共同研究強化(A)に応募する研究代表者が所属する研究機関については、「取組状況チェックリスト」を平成29年2月10日の文部科学省からの事務連絡の通知日以降に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等の応募の際に、e-Radを使用して既に平成29年度様式で「取組状況チェックリスト」を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。提出がない場合には、電子申請システム上で、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められませんので注意してください。(「不正行為ガイドライン」に基づく「取組状況チェックリスト」及び「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」(22頁参照)の両者が提出されても、所属する研究者が科研費への応募ができるようになるまで1週間程度の時間を要しますので、提出が必要な場合は、応募書類の提出期限に間に合うよう、余裕をもって提出してください。)

※「取組状況チェックリスト」は、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」とはe-Radを使用する点では同一ですが、提出する宛先が異なり、両チェックリストの提出が必要となりますので、御注意ください。

また、平成29年度中に「取組状況チェックリスト」を未提出の機関で、平成30年4月1日以降に「取組状況チェックリスト」を提出する場合には、平成30年度様式で提出してください。

なお、e-Radを使用した取組状況チェックリストの提出方法や様式等については、文部科学省ホームページ「(事務連絡)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(平成29年度版)の提出について(依頼)(平成29年2月10日)」

(URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1382387.htm) で確認してください。

(注) e-Radの使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

<問い合わせ先>

(不正行為ガイドラインの様式・提出等について)

※公的研究費ガイドラインの問合せ先とは異なります。

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 研究公正推進室

e-mail: kiban@mext.go.jp

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(e-Rad への研究機関登録について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話 : 0570-066-877 (ナビダイヤル)

受付時間 : 9 : 00 ~ 18 : 00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 (12月29日 ~ 1月3日) を除く

URL : <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

(e-Rad の利用可能時間帯)

(月～日) 0:00～24:00 (24時間 365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

(7) 不正行為ガイドラインに基づく研究倫理教育の実施

新規研究課題の研究代表者については交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 eラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]) APRIN Japan eラーニングプログラム (CITI Japan) 等) の通読・履修をすること、または、「不正行為ガイドライン」を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすることとしています。

そのため、各研究機関におかれては、「不正行為ガイドライン」に基づき、研究倫理教育を実施してください。

(8) 研究成果報告書の提出について

研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、以下のとおり取り扱うことがありますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

- ・ 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

(9) 公募要領の内容の周知

公募要領の内容については、あらかじめ広く研究機関内の研究者の皆様に対してその内容を周知してください。特に、記載事項や応募書類の提出期限などについては、誤解の無いように周知をお願いします。

なお、公募要領については、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ

(<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>) にて御覧いただけますので、御利用ください。

2 応募書類（研究計画調書）の提出に当たって確認すべきこと

研究計画調書については、それぞれの研究機関ごとに内容を確認し、日本学術振興会へ提出することとしています。その際、次の点には特に注意してください。

(1) 応募資格の確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この公募要領に定める要件(1 1 頁参照)を満たす者であるとともに、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているか確認してください。

なお、その際、科研費の不正使用等に伴い科研費の交付対象から除外されている者でないことについても必ず確認してください。

(2) 研究者情報登録の確認 (e-Rad)

応募に当たって必要な研究者情報の登録（更新）は、所属研究機関の担当者が e-Rad を利用し、手続を行うこととしています。

既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要がありますので、十分確認してください。

(3) 研究代表者への確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この公募要領に定める「Ⅱ 公募の内容」を確認した上で研究計画調書を作成していることを確認してください。

(4) 応募書類の確認

応募書類が、所定の様式と同一規格であるか確認してください。

なお、研究計画調書の様式等は以下のとおりです。

研究種目等	研究計画調書		
	Web入力項目 (前半)	添付ファイル項目 の様式	Web入力項目 (後半)
国際共同研究強化 (A)	電子申請システム に入力 (研究課題名、応募額等 応募研究課題に係る基本 データ、研究組織に係る データ等)	S-61	電子申請システム に入力 (研究経費と各経費の 説明、研究費の応募・ 受入等の状況等)

3 応募書類（研究計画調書）の提出等

- (1) e-Rad の ID・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、研究代表者が作成した研究計画調書（PDFファイル）の情報を取得し、その内容等について確認してください。
- (2) 内容等に不備のないすべての研究計画調書（PDFファイル）について承認処理を行ってください（日本学術振興会に研究計画調書（PDFファイル）を提出（送信）したことになります。）。なお、研究機関により承認処理が行われた研究計画調書（PDFファイル）については修正等を行うことはできません。

【研究計画調書の提出（送信）期限】

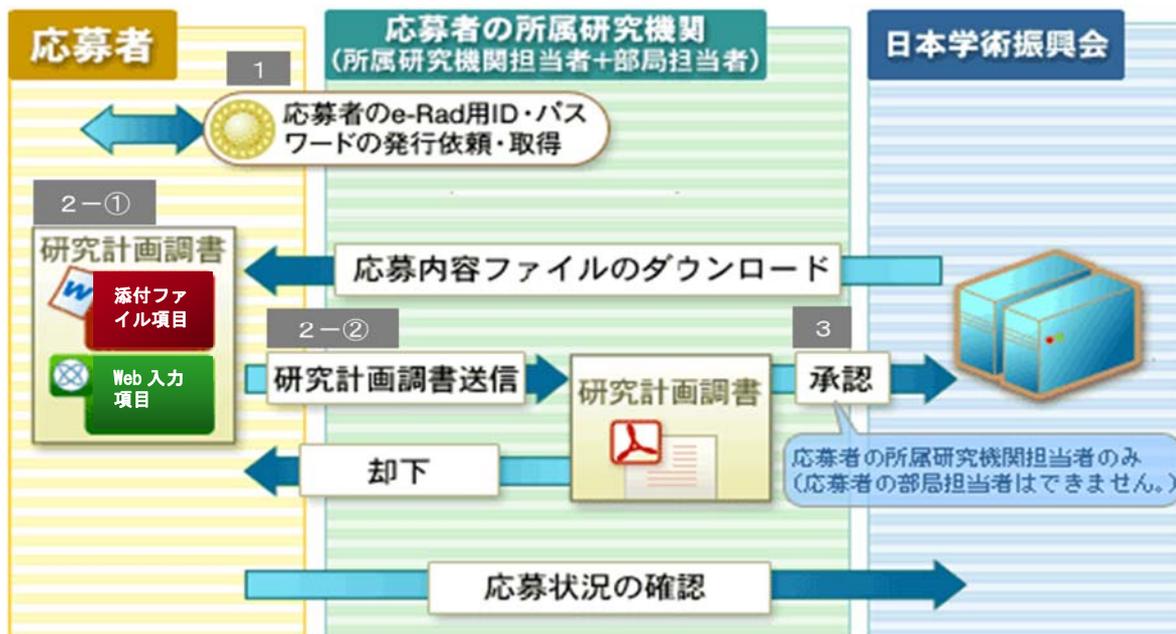
平成30年8月22日（水）午後4時30分（厳守）

※いかなる理由であっても、上記の期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

※応募書類の提出（送信）後に、研究計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。

- (3) e-Rad で使用する ID・パスワードは個人を確認するものであることから、その取扱い、管理についても十分留意の上、応募の手続を行ってください。
 なお、電子申請手順の概要は以下のとおりですが、動作環境、操作方法などの詳細は、電子申請システムの「操作手引」（URL:http://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/topkakenhi/shinsei_ka.html）を参照してください。

電子申請手順の概要



【応募者（研究代表者）の所属する研究機関の担当者】

- 1 応募者の所属研究機関担当者は、応募者の e-Rad の登録情報を確認する。

【応募者（研究代表者）】

- 2-① 応募者は受領した ID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、「Web入力項目」を入力、「添付ファイル項目」をアップロードすることで、研究計画調書（PDFファイル）を作成する。
- 2-② 応募者は、作成した研究計画調書（PDFファイル）に不備がなければ、完了・提出操作を行うことで所属研究機関担当者に研究計画調書（PDFファイル）を提出（送信）したことになる。

【応募者（研究代表者）の所属する研究機関の担当者】

- 3 応募者の所属研究機関担当者が研究計画調書（PDFファイル）を承認することで提出（送信）される。
なお、応募者の提出した研究計画調書（PDFファイル）の不備又はその他の事由により承認しない場合は、却下し応募者に修正を依頼する。

VI 関連する留意事項等

1 『学術研究支援基盤形成』により形成されたプラットフォームによる支援の利用について

新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』では、科研費により実施されている個々の研究課題に関し、研究者の多様なニーズに効果的に対応するため、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点を中核機関とする関係機関の緊密な連携の下、学術研究支援基盤（以下、「プラットフォーム」という。）を形成し、科研費にかかる個々の研究課題への技術支援等を実施し、研究者に対して問題解決への先進的な手法を提供するとともに、研究者間の連携、異分野融合や人材育成を一体的に推進しています。

科研費により実施している研究課題を対象に、以下の各プラットフォームにおいて、技術支援等を行う研究課題を公募します。各プラットフォームからの技術支援等を希望される研究者におかれましては、各プラットフォームのホームページ等により公募内容・時期を御確認の上、積極的に御応募ください。

※「技術支援等」とは、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援のほか、リソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を指します。

「先端技術基盤支援プログラム」：

複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援を行う

「研究基盤リソース支援プログラム」：

研究の基礎・基盤となるリソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を行う

区分	プラットフォーム名	中核機関	支援機能
先端技術基盤支援プログラム	先端バイオイメーシング支援プラットフォーム (*)	自然科学研究機構生理学研究所 自然科学研究機構基礎生物学研究所	光学顕微鏡技術支援、電子顕微鏡技術支援、磁気共鳴画像技術支援、画像解析技術支援
	先端モデル動物支援プラットフォーム (*)	東京大学医科学研究所	モデル動物作製支援、病理形態解析支援、生理機能解析支援、分子プロファイリング支援
	先進ゲノム解析研究推進プラットフォーム (*)	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所	先進ゲノム解析（最先端技術と設備による、新規ゲノム配列決定、変異解析、RNA・エピゲノム解析、メタゲノム解析、超高感度解析、高度情報解析）
研究基盤リソース支援プログラム	地域研究に関する学術写真・動画資料情報の統合と高度化	人間文化研究機構国立民族学博物館	地域研究画像デジタルライブラリ
	短寿命 RI 供給プラットフォーム	大阪大学核物理研究センター	研究用の短寿命 RI を加速器を用いて製造し供給
	コホート・生体試料支援プラットフォーム (*)	東京大学医科学研究所	コホートによるバイオリソース支援、プレインリソース整備と活用支援、生体試料による支援

また、上記*印の4つのプラットフォームに対しては、4つを横断したコーディネートなど総合窓口機能を担う生命科学連携推進協議会（中核機関：東京大学医科学研究所）を設けています。

各プラットフォーム等のホームページは、以下に掲載のリンク集を御参照ください。

URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1367903.htm

2 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提として、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を定めて運用することが求められています。

これらを踏まえ、競争的研究費により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、当該競争的研究費におけるルール範囲内において、当該研究課題の実施に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

（平成27年11月25日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○競争的資金における使用ルール等の統一について

（平成27年3月31日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

URL:<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouuruu.pdf>

3 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

平成22年6月に取りまとめられた『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日 科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員）では、研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置付け、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

科研費では、特に、比較的高額な研究費を受ける特別推進研究などの研究進捗評価や、新学術領域研究（研究領域提案型）などの中間評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着目点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。

4 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター（URL:<http://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されています。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

については、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知をお願いします。

また、バイオサイエンスデータベースセンターでは、ヒトに関するデータについて、個人情報の保護に配慮しつつ、ライフサイエンス分野の研究に係るデータの共有や利用を推進するためにガイドラインを策定しています。

NBDC ヒトデータ共有ガイドライン

URL:<http://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines/>

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター
電話：03-5214-8491

5 大学連携バイオバックアッププロジェクトについて

大学連携バイオバックアッププロジェクト (Interuniversity Bio-Backup Project for Basic Biology) は、様々な分野の研究に不可欠な研究資源である生物遺伝資源をバックアップし、予期せぬ事故や災害等による生物遺伝資源の毀損や消失を回避することを目的として、平成24年から新たに開始されました。

本プロジェクトの中核となる大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所には、生物遺伝資源のバックアップ拠点としてIBBPセンター (URL:<http://www.nibb.ac.jp/ibbp/>)が設置され、生物遺伝資源のバックアップに必要な最新の機器が整備されています。

全国の大学・研究機関に所属する研究者であればどなたでも保管申請ができます。IBBPで保管可能な生物遺伝資源は、増殖(増幅)や凍結保存が可能なサンプル(植物種子に関しては冷蔵及び冷凍保存の条件が明確なもの)で、かつ、病原性を保有しないことが条件です。バックアップは無料で行われますので是非御活用ください。

<問い合わせ先>

大学共同利用機関法人自然科学研究機構 IBBP センター事務局
電話：0564-59-5930, 5931

6 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP) は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、本事業の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、科研費で開発したバイオリソース (NBRPで対象としているバイオリソースに限ります)のうち、提供可能なバイオリソースを寄託[※]いただき、NBRPにおける収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRPで既に整備されているリソースについては、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用(保存・提供)を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点 代表機関一覧

URL: <http://www.nbrp.jp/center/center.jsp>

<問い合わせ先>

日本医療研究開発機構基盤研究事業部バイオバンク課
電話：03-6870-2228

7 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap（旧称 Read&Researchmap <http://researchmap.jp/>）は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができます。さらに、政府全体でも更に活用していくこととされておりますので、researchmap への研究者情報の登録をお願いします。

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構

知識基盤情報部サービス支援センター（researchmap 担当）

Web 問い合わせフォーム：<https://researchmap.jp/public/inquiry/>

電話による問い合わせ：03-5214-8490

（受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00）

8 安全保障貿易管理について

我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制*が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や外国において提供する場合にはその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

そのため、研究機関が科学研究費助成事業による研究課題を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

<参考> 大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/06082811/015/001.htm

安全保障貿易管理の詳細・問い合わせ先については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

URL：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

<問い合わせ先等>

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

電話：03-3501-2800

FAX：03-3501-0996

(参考1) 審査等

1 科研費の審査について

科学研究費助成事業（科研費）では、以下の点に留意して審査を行っています。

科学研究費助成事業（科研費）は、わが国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的資金です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費にかかわる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者は、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置づけ、新規性、独自性、創造性や具体的な研究計画が審査委員に分かるように研究計画調書に記載することが求められています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることを期待されます。

2 審査の方法等

国際共同研究強化（A）の審査は、応募書類（研究計画調書）に基づき、日本学術振興会国際科学研究費委員会で行います。また、審査は非公開で行われ、提出された研究計画調書は返却しません。

「評価ルール」（「科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A・B）」審査要項」（以下、「審査要項」という。））は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）で確認してください。

（平成30年度の国際共同研究強化（A）に係る「審査要項」については、7月下旬頃に本会ホームページにおいて公開する予定です。）

3 審査結果の通知

- ① 審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関に文書で通知します。（1月下旬予定。応募状況によっては、通知の時期が遅くなる可能性があります。）
- ② 採択されなかった場合は、審査結果の開示を希望する者には、審査希望分野におけるおおよその順位を電子申請システムにより開示する予定です。

(参考2) 予算額等の推移

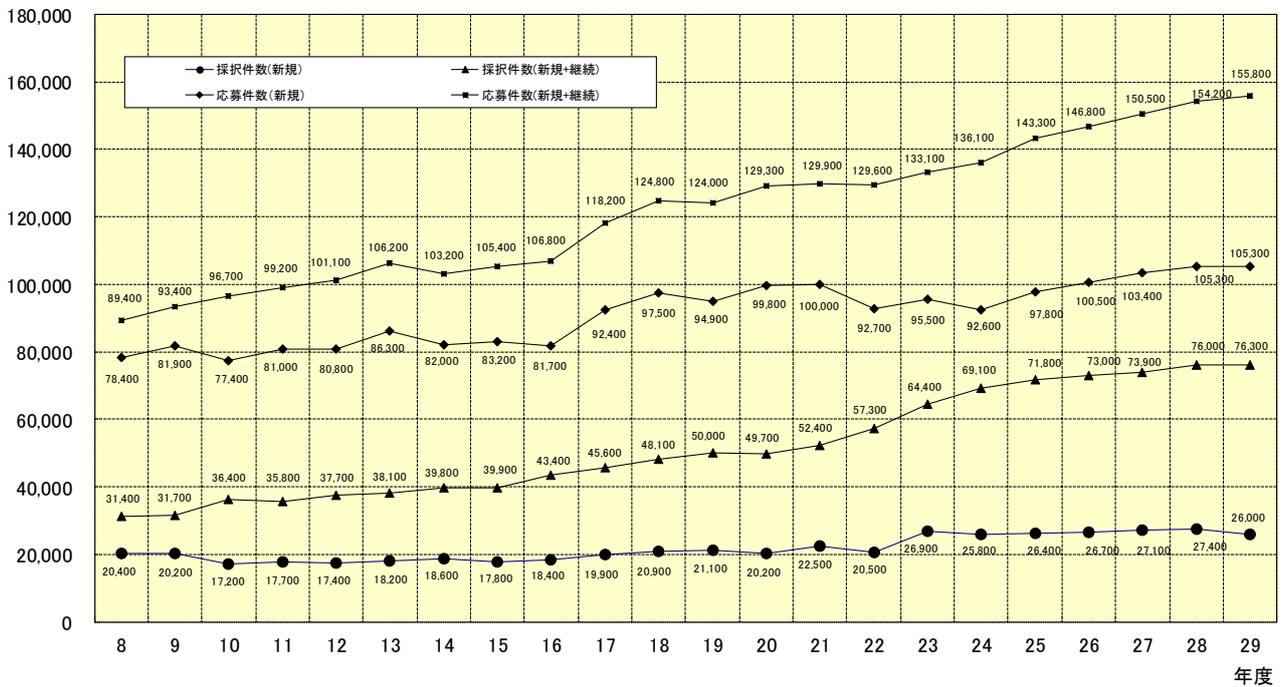
1 予算額の推移

億円



年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
予算額(億円)	1,018	1,122	1,179	1,314	1,419	1,580	1,703	1,765	1,830	1,880	1,895	1,913	1,932	1,970	2,000	2,633	2,566	2,381	2,276	2,273	2,273	2,284	2,286
対前年度伸び率(%)	10.2	10.2	5.1	11.5	8.0	11.3	7.8	3.6	3.7	2.7	0.8	0.9	1.0	2.0	1.5	31.7	-2.5	-7.2	-4.4	-0.1	-0.1	0.5	0.1

2 応募・採択の状況



3 採択率(上段:新規、下段:新規+継続)

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
採択率(%)	26.1	24.6	22.2	21.8	21.6	21.1	22.7	21.4	22.5	21.6	21.5	22.2	20.3	22.5	22.1	28.1	27.9	27.0	26.6	26.2	26.0	24.7
採択率(%)	35.1	34.0	37.6	36.1	37.3	35.8	38.5	37.9	40.7	38.6	38.6	40.4	38.4	40.3	44.2	48.4	50.8	50.1	49.7	49.1	49.3	49.0

問い合わせ先等

1 この公募に関する問い合わせは、研究機関を通じて下記あてに行ってください。

(1) 公募の内容に関すること：

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成企画課
電話 03-3263-4927
FAX 03-3263-9005

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）及び創立記念日（9月21日）を除く

(2) 科研費電子申請システムの利用に関すること：

・コールセンター

電話 0120-556-739（フリーダイヤル）
受付時間 9：30～17：30

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

・上記以外の電話

独立行政法人日本学術振興会 経営企画部 情報企画課
電話 03-3263-1017, 1022, 1107, 1024

(3) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用に関すること：

・e-Rad ヘルプデスク

電話 0570-066-877（ナビダイヤル）
受付時間 9：00～18：00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※ 上記ナビダイヤルが利用できない場合

電話 03-6631-0622

<留意事項>

①e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルはポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

②システムの利用可能時間帯

（月～日）0：00～24：00（24時間365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトであらかじめお知らせします。

(4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に関すること：

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室
電話 03-6734-4014

(5) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」に関すること：

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室
電話 03-5253-4111（内線：3874, 3873, 4028）

(6) 「バイオサイエンスデータベース」に関すること：

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター
電話 03-5214-8491

(7) 「大学連携バイオバックアッププロジェクト」に関すること：

大学共同利用機関法人自然科学研究機構 IBBP センター事務局
電話 0564-59-5930, 5931

(8) 「ナショナルバイオリソースプロジェクト」に関すること：

日本医療研究開発機構基盤研究事業部バイオバンク課

電話 03-6870-2228

(9) 「researchmap」に関すること：

国立研究開発法人科学技術振興機構
知識基盤情報部サービス支援センター (researchmap 担当)
電話 03-5214-8490 (受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00)

(10) 「安全保障貿易管理」に関すること：

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
電話 03-3501-2800
FAX 03-3501-0996

- 2 この公募要領に記載している内容は、日本学術振興会のホームページで御覧いただけます。
また、応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ
<http://www.jpsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>